

■表2 市・県民税、国民健康保険税申告受付日程

	西根地区 【市役所本庁舎】		松尾地区 【松尾総合支所】		安代地区 【安代総合支所（2月16～22日、 3月5～15日）、田山スポーツ交 流館（2月23日～3月2日）】	
	9:00～11:30	13:00～15:30	9:00～11:30	13:00～15:30	9:00～11:30	13:00～15:30
2月9日(木)	駅前一・二区	上町、仲町	/			
10日(金)	松川	下町三区 雇用促進(西根)				
13日(月)	下町一・二区	指定日に来られない人				
14日(火)	北村	五百森				
15日(水)		中関				
16日(木)	山子沢	大石平	柏台		畑2区 (扇畑)	畑2区 (松木田、小屋畑)
17日(金)	山後、岡村	渋川、白屋	温泉郷、金沢		畑1区 (赤坂田)	畑1区 (星沢、黒沢、寄木)
20日(月)	両沼	渋川開拓	中松尾(落合)	松尾(湯沢)	細野	豊畑
21日(火)	寺田	指定日に来られない人	時森	小屋の沢、大花森	浅沢第1	
22日(水)		上関	上寄木(刈屋)		浅沢第2	曲田横間
23日(木)	川原目	荒木田、館沢	中松尾			愛の山
24日(金)	土沢、若谷地	寺田新田	畑	南寄木(立石)	石名坂	平長
27日(月)	帷子	野口	寄木新田		兄川	日瀬通
28日(火)	館腰	間羽松	南寄木(関口)	南寄木(鹿野)	館市、兄畑	杉沢、栗木田
29日(水)		薬師	上寄木		田山下	苗石田
3月1日(木)	町組	指定日に来られない人	南寄木(中郡)		新興矢神	田山上
2日(金)	中・下平笠	南平笠	北寄木		折壁	
5日(月)	中村	上平笠	中沢	野駄(森子)	五日市2区	五日市1区
6日(火)	高宮	椋沢	上野駄(山道)		五日市4区	五日市3区
7日(水)		笹目	安比、前森		秋葉	
8日(木)	堀切、山崎	東	上野駄(向村)	野駄(上村)	荒屋	
9日(金)	わし森、駅前	共新、大泉	松尾(谷地中)		新町中央	
12日(月)	大久保、小福田	松久保	野駄(田中)		荒屋新町	
13日(火)	指定日に来られない人					
14日(水)	指定日に来られない人					
15日(木)	指定日に来られない人					

※表の斜線部分は、会場準備などのため受け付けできません。また、期間後半は大変混みます。指定日の申告にご協力をお願いします。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、早めにお越しください。

所得税や消費税などの申告はアイーナで

所得税(譲渡所得を含む)や消費税、贈与税の申告が必要な人には、盛岡税務署の申告書作成会場が開設されます。
■日時 2月1日(木)から3月15日(木)まで(2月19・26日を除く土・日、祝日は休み)。午前9時から午後4時まで
■場所 アイーナ(盛岡市盛岡駅前西通)
 ※インターネットで確定申告書や青色決算書、収支内訳書を作成できます。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用するとさらに便利です。
 詳しくは、盛岡税務署(☎019-622-6141)まで。

水曜日は午後7時まで受け付け

市は、仕事などで指定日時に申告会場へ来ることができない人のために、市役所本庁舎で、期間中の水曜日(3月14日を除く)は、申告相談の受け付け時間を延長します。
■日時 2月15・22・29日、3月7日、午後4時半から7時まで
■場所 市役所本庁舎3階大会議室
 詳しくは、市役所税務課市民税係(☎・内線1245～1248)まで。

準備はお早めに 申告相談

ことしの市・県民税、国民健康保険税の申告受付相談は、2月9日(木)から3月15日(木)までです(日程は左表2のとおり)。私たちの暮らしに必要なサービスやまちづくりの財源となる税。忘れずに申告しましょう。

詳しくは、市役所税務課市民税係(☎・内線1245～1248)まで。

●税の申告はなぜ必要

市は、正確で公平な課税をするために、対象となる全ての人の所得状況を把握しています。申告をしないと、国民健康保険税の軽減や所得証明書の発行ができないほか、所得を要件とする給付を受けることができない場合があります。期間内に忘れずに申告しましょう。

●申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所があるか住んでいる人は、収入がない場合でも全員申告が必要です。ただし、次のいずれかに当てはまる人は、申告する必要はありません。
① 税務署に確定申告書を出す人
② 収入が給与所得だけで、年末調整をした人

●申告に必要なもの

申告には、下表1の書類などがが必要です。領収書は事前に項目ごとにまとめて集計をしてください。

●税制改正(こ)を確認

- 扶養控除の改正
 - ① 16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)の扶養控除の廃止(ただし、申告書「16歳未満の扶養親族」欄には忘れないで記入してください)
 - ② 16歳以上23歳未満の扶養親族(特定扶養親族)のうち、16歳以上19歳未満への上乘せ分の控除額12万円の廃止
- 寄付金控除の改正 対象となる寄付金が、「5000円以上」から「20000円以上」に引き下げ
- 公的年金を受給する人で、市・県民税申告が必要な場合
 - ① 所得税確定申告書の提出が不要になった人で、公的年金以外に所得がある
 - ② 所得が公的年金だけの人で、寡婦(主)控除や医療費控除を受ける
- ③ 収入が公的年金だけで、受給額が148万円以下(65歳未満は98万円以下)の人
- ④ 収入がなく、市内に住んでいる家族の扶養親族になった人

■表1 申告に必要なもの

必ず持ってくるもの	<ul style="list-style-type: none"> 申告者の認め印 本人名義の預金通帳などと通帳印(口座振替納税を希望する人) 申告書用紙(税務署から確定申告書用紙が送付されている場合) 	
所得区分ごとに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> 給与・年金の所得がある人＝源泉徴収票(原本)を全部 事業所得の人＝収入・経費の分かる書類 ※1月下旬に配布する「市・県民税(国民健康保険税)の手引き」参照	
所得控除に必要な書類	生命・地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの控除証明書
	社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料(健康保険任意継続保険料・介護保険料など)の納付証明書か領収書 国民年金保険料の控除証明書か領収書
	住宅借入金等特別控除	<ul style="list-style-type: none"> 住宅借入金年末残高証明書 源泉徴収票(原本、給与所得がある人) 2年目以降の人＝平成23年分住宅借入金等特別控除申告書 初年度の人＝住民票(写し)、登記簿謄本、工事契約書、建築確認通知書(増改築)
	医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> 病院などの領収書 高額療養費や医療費助成、保険金などの受け取り額の分かる書類
	障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳または障害者控除対象認定書(詳しくは、22頁)

※申告書や収支内訳書などの用紙は、1月下旬から市役所税務課、各総合支所地域振興課窓口へ備え付けています。